

新型コロナウイルス感染対策の 一部変更について

令和5年3月13日以降、下記のとおりとなります。

- (1) 施設内におけるマスク着用については、個人の判断となります。
- (2) 利用者カードの記入、施設利用者名簿の作成・提出及び利用団体による利用後の消毒作業は、原則不要となります。ただし、希望者への消毒セットの貸出は継続いたします。



注1) 「新型コロナウイルスの流行期に重症化リスクの高い人が密集した状態で活動を行う場合等については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的である。」とされています。

注2) 感染対策上、マスクの着用を求める場合があります。

注3) 症状がある場合、新型コロナウイルス感染症の検査結果、陽性の場合、同居家族に陽性者がいる場合等は、感染を広げないため、利用を控えるようお願いいたします。